

広島県告示第五百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年八月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県福山市神辺町上御領、同市神辺町平野、同市神辺町下御領及び同市神辺町西中条地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
	三反田谷川（八三九五隣） 奈良原谷川（八三九六） 堂砂子谷川（八三九七） 宇根川（二〇〇） 張田谷川（八四〇〇） 宮地川（一四一隣） 宮地川（一四一） 宗重川（二四〇b） 宗重川（二四〇a）	土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流	次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
	三反田谷川（八三九五隣） 奈良原谷川（八三九六） 堂砂子谷川（八三九七） 宇根川（二〇〇） 張田谷川（八四〇〇） 宮地川（一四一隣） 宮地川（一四一） 宗重川（二四〇a）	土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流	次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり

平野谷川（ 八四一〇）	土石流	次の図のとおり	平野谷川（ 八四一〇）	土石流	次の図のとおり
平野谷川（ 八四〇九隣 a）	土石流	次の図のとおり	平野谷川（ 八四〇九隣 b）	土石流	次の図のとおり
平野谷川（ 八四〇九隣 b）	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
ヒジャ川（ 一三〇）	土石流	次の図のとおり	ヒジャ川（ 一三〇）	土石流	次の図のとおり
道城川（一 七七）	土石流	次の図のとおり	道城川（一 七七）	土石流	次の図のとおり
道城川（一 七六b）	土石流	次の図のとおり	道城川（一 七六b）	土石流	次の図のとおり
道城川（一 七六a）	土石流	次の図のとおり	道城川（一 七六a）	土石流	次の図のとおり
道城川（一 七五）	土石流	次の図のとおり	道城川（一 七五）	土石流	次の図のとおり
名越川（一 七四）	土石流	次の図のとおり	名越川（一 七四）	土石流	次の図のとおり
名越川（一 七三）	土石流	次の図のとおり	名越川（一 七三）	土石流	次の図のとおり
名越川（一 七二）	土石流	次の図のとおり	名越川（一 七二）	土石流	次の図のとおり
古市川（一 七一）	土石流	次の図のとおり	古市川（一 七一）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。